

# 第1章 計画策定の趣旨

---

## 1. 計画策定の背景と目的

箕面市では、平成17年3月「箕面市母子家庭等自立促進計画」を策定し、母子家庭等の自立促進に向けて、総合的な施策に取り組んできました。

近年、離婚等の理由により、母子家庭や父子家庭といったひとり親家庭が増加していますが、就業、子育て、家事等をひとりで担っているため、精神的、肉体的な負担が大きいものとなっています。

また、寡婦家庭についても、高齢化による健康面や、収入面での不安を抱えている人も多く、ひとり親家庭と同様、多様化するニーズに応じた支援が求められています。

さらにここ数年は、厳しい雇用・経済情勢を背景として、ひとり親家庭等を取り巻く環境は以前にも増してますます厳しい状況となってきています。

特に、一昨年秋に発生した世界的な同時経済不況の影響で、国内の経済情勢が急激に悪化し、解雇や就労時間の縮小による収入の減少といった、深刻な影響が出ています。

市としましては、このようなひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方及び方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「第二次箕面市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと期間

この計画は、母子及び寡婦福祉法第12条に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」とし、同法第11条の「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を受けて策定するものです。

母子及び寡婦福祉法及び、「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」を踏まえ、箕面市のひとり親家庭等の自立支援に関する各種施策を総合的・計画的に推進するための指針となるものであり、「箕面市次世代育成支援行動計画（後期計画）」と整合を図り策定します。

この計画の運営期間は、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）までの5年間とします。

## 3. 計画の対象

この計画は、箕面市内の母子家庭、父子家庭、寡婦家庭を対象とします。

計画中の標記については、「ひとり親家庭等」は母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を、「ひとり親家庭」は母子家庭・父子家庭をそれぞれ指すものとして表現しています。また、この計画における「寡婦家庭」とは、配偶者がおらず、かつて配偶者のいない状態で、20歳未満の子どもを養育していたことのある女子のことを意味します。

なお、ひとり親家庭の子どもを含め、全ての子どもとその親（保護者）を対象とする施策については、「箕面市次世代育成支援行動計画（後期計画）」で定めていますが、この計画における施策の中にも一部分含まれているものがあります。